

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保				番号	⑬	(千円)			
	予算科目						他に記載のある個別票の番号	予算額		
	会計	組織／勘定	項	事項		6年度 当初予算額		7年度 概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	外国為替資金特別会計		事務取扱費	外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費		2,485,438		2,959,091		
	外国為替資金特別会計		諸支出金	手数料等に必要経費		524,922,719		484,041,619		
	外国為替資金特別会計		融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費		751		848		
	外国為替資金特別会計		国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		489,149,360		482,607,521		
	小 計					一般会計	<	> の内数	<	> の内数
					特別会計	1,016,558,268		969,609,079		
						<	> の内数	<	> の内数	
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの					一般会計	<	> の内数	<	> の内数	
	小 計				特別会計	<	> の内数	<	> の内数	
						<	> の内数	<	> の内数	
合 計					一般会計	<	> の内数	<	> の内数	
					特別会計	1,016,558,268		969,609,079		
						<	> の内数	<	> の内数	

政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1 : 外国為替市場の安定 政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
---------	--

政策目標 6-1 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果がありました。そして、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和5年度は、世界経済が、ロシアによるウクライナの侵略戦争の継続や緊迫する中東情勢等、地政学的緊張の更なる悪化が重要なリスクとなっている中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）</p>

	<p>基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>
--	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
-----------	-------------------------

測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組		達成度
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠) 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにG7やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。</p> <p>国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。</p>		○

測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	○
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%		

【主要】政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供

作成頻度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

(注) 国際収支状況
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>
 本邦対外資産負債残高
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>
 外貨準備等の状況
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>
 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html>
 外国為替平衡操作実施状況
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html>
 オフショア勘定残高
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>
 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握に努めました。

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始しています。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

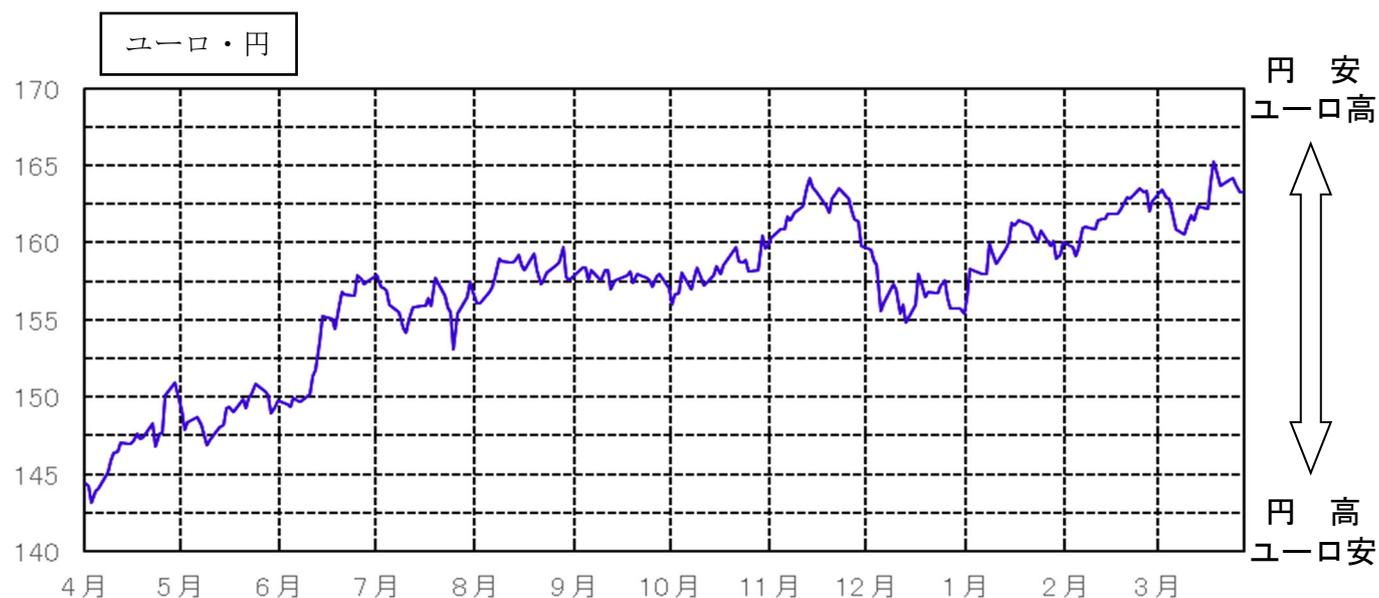
政6-1-1に係る参考情報

参考指標1：為替相場の動向



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和5年度	151円97銭 (令和6年3月27日)	130円64銭 (令和5年4月5日)	21円33銭
令和4年度	151円94銭 (令和4年10月21日)	121円66銭 (令和4年4月1日)	30円28銭
令和3年度	125円11銭 (令和4年3月28日)	107円48銭 (令和3年4月23日)	17円63銭



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収支	186,712	169,343	201,419	90,787	253,390
貿易収支	3,753	37,853	-15,043	-177,869	-35,725
輸出	746,694	683,635	856,497	997,385	1,018,666
輸入	742,941	645,782	871,541	1,175,254	1,054,391
サービス収支	-17,302	-35,282	-48,936	-53,902	-24,504
第一次所得収支	215,078	194,593	289,918	353,150	355,312
第二次所得収支	-14,817	-27,821	-24,519	-30,592	-41,692
金融収支	204,568	133,034	180,496	91,471	214,532
直接投資 (資産)	217,343	174,872	214,770	230,911	268,031
" (負債)	27,115	85,021	38,126	48,869	15,992
証券投資 (資産)	241,487	50,142	-48,851	-68,204	114,334
" (負債)	18,298	203,438	111,603	16,890	25,497
金融派生商品	-3,346	27,263	16,875	37,271	75,724
その他投資 (ネット)	-226,275	156,411	85,420	22,121	-245,533
外貨準備	20,772	12,805	62,012	-64,870	43,465

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和5年度実績値は速報値。令和6年7月にデータが更新されるため、令和6年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和4年度	230,911	-68,204	48,869	16,890
	令和5年度	268,031	114,334	15,992	25,497
米国	令和4年度	74,796	43,790	11,074	-176,470
	令和5年度	110,830	123,366	-19,263	-248,873
EU	令和4年度	48,041	-73,052	1,433	-697,148
	令和5年度	31,097	-39,689	6,617	-747,754
アジア	令和4年度	49,352	-12,581	13,723	-6,820
	令和5年度	56,132	8,051	21,324	-77,279

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和5年度実績値は速報値。令和6年7月にデータが更新されるため、令和6年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	471兆3,061億円（令和5年末）
アメリカ	▲2,805兆2,713億円（令和5年末）
イギリス	▲149兆 824億円（令和5年末）
ドイツ	454兆7,666億円（令和5年末）
フランス	▲129兆3,333億円（令和5年末）
イタリア	24兆2,391億円（令和5年末）
カナダ	179兆5,388億円（令和5年末）
中国	412兆7,032億円（令和5年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
外貨準備高	1,366,177	1,368,465	1,356,071	1,257,061	1,290,606

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	0円	0円	0円	9兆1,881億円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G7・G20・ASEAN+3を始めとする国際的な枠組における議論や、IMFなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。</p> <p>【G7】 G7においては、令和5年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹</p>
	達成度	○

を守るための、G7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG7としての共通理解をとりまとめました。

令和6年1月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。

【G20】

G20においては、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFや国際開発金融機関（MDBs）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、貢献率を配分額の40%をまで引き上げることにより、世界全体で1,000億ドルの目標達成に大いに貢献する等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミック時の対応のための革新的な資金供給メカニズムの必要性に関する議論を主導するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【IMF】

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施することを主な業務とする国際機関であり、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50%の比例増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和6年4月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40%に引き上げたSDRの活用などを通じ、IMFが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標6参照）。

【ASEAN+3等】

		<p>また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等における議論を共同議長国として主導し、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました（詳細は政 6-1-3 参照）。</p> <p>上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	--	--

施策についての評定 s 目標達成

評定の理由

国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。

G7では、令和5年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、G7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG7としての共通理解をとりまとめました。令和6年1月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。

G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援の実施や、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。

また、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50%の増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和6年4月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40%に引き上げたSDRの活用などを通じ、IMFが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等における議論を共同議長国として主導し、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際通貨基金 (IMF) への主要国出資

国名	出資額 (億 SDR)	シェア (%)
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

(出所) IMF 公表統計等

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR = 約 1.32 米ドル (令和 6 年 3 月現在)。

参考指標 2 : IMF の融資状況 (令和 6 年 3 月末現在)

(単位: 億 SDR)

一般資金勘定融資残高 (借入国: 53 か国)	930.2
譲許的融資残高 (借入国: 59 か国)	188.9

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 6 年 3 月末現在)

(単位: 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	195

(出所) IMF 公表統計等

(注) バイ融資は、1 SDR = 約 1.32 米ドル (令和 6 年 3 月現在) で換算。

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位: 百万ドル)

	2019 財政年度	2020 財政年度	2021 財政年度	2022 財政年度	2023 財政年度
自己資金	147	142	131	101	148
外部資金	178	168	118	141	189

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
二国間	119	129	36	126	126
多国間	19	21	19	19	19

(出所) IMF Annual Report, <https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	平成 31 年 4 月	令和 2 年 4 月	3 年 4 月	4 年 4 月	5 年 4 月
日本人職員数	63 (20)	65 (21)	66 (23)	70 (24)	70 (23)
日本人幹部職員数	6	6	5	7	11
日本人比率	2.70%	2.74%	2.73%	2.79%	2.68%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (B レベル) を指す。

参考指標 7 : IMFのセーフティネットの規模

(単位:10億SDR)

出資額	309
NAB	278
バイ融資	109

(出所) IMFウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和5年6月30日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : CMIMのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

(出所) AMROウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組		
	目 標	<p>令和5年は日ASEAN友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）やアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和5年5月2日に開催された同会議をはじめ、新ファシリティ創設を含むCMIMの強化や、AMROの能力強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）及びSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）を含むDRF（災害リスクファイナンス）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>【CMIM】 CMIMについては、令和5年12月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、（1）CMIMの新ファシリティとしての緊急融資ファシリティの創設の合意、（2）地域金融セーフティネットの資金構造の議論についてのロードマップの策定、及び（3）CMIMのマージン構造の見直しを完了し、CMIMの強化を通じた地域金融市場の強靱性に貢献しました。</p> <p>【AMRO】 AMROについては、幹部ポストの増設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN+3財務トラックにおける事務局の支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論を推進しました。</p> <p>【ABMI】 ABMIについては、グリーンやデジタルといった新たな潮流を踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップを令和5年5月に策定し、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。</p> <p>【DRF】 DRFについては、SEADRIFの低所得国を対象とした中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を各国と議論しながら進めています。また、令和5年5月のDRFイニシアティブの定例議題への格上げ、同イニシアティブ</p>	<p>○</p>

	<p>ブのアクションプランの承認を踏まえ、DRFイニシアティブを推進する体制構築等に係る議論を主導するとともに、各国との対話を進めています。</p> <p>【金融デジタル化】 金融デジタル化については、域内でデジタル通貨等の取組みが急速に進められる中、新たな機会と課題や、既存の地域金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言などをまとめたレポートを作成し、議論を主導しました。</p> <p>上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。</p>						
	<p>【主要】 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組</p>						
	<p>目 標</p>	<p>金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠) アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。</p>				<p>達成度</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>二国間金融協力については、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるほか、枠組改善に向けたニーズの調査を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。</p> <p>また、韓国との間では、令和5年6月に7年ぶりに日韓財務対話を開催し、二国間通貨スワップ取極の再開に合意しました。この合意に基づき同年12月に同取極を締結しました。</p> <p>上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。</p>				<p>○</p>	
<p>測定指標（定量的な指標）</p>	<p>政6-1-3-A-1：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）</p>						
	<p>年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度</p>	<p>達成度</p>
	<p>目標値</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100%以上</p>	<p>○</p>
	<p>実績値</p>	<p>113.9%</p>	<p>117.6%</p>	<p>112.3%</p>	<p>109.0%</p>	<p>105.5%</p>	
<p>(注) ASEAN主要6カ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高。算出するにあたっては、為替レート変動の影響を除外するため、その翌年末時点の為替レートを適用している。 (出所) AsianBondsOnline (令和6年3月28日時点の公表値)</p> <p>(目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点で、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが</p>							

	<p>重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>地域金融協力については、令和5年5月に開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、新ファシリティ創設を含むCMIM/地域金融取極の強化、AMROの幹部ガバナンス見直しやサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、DRFや金融デジタル化に関する取組を着実に進めました。</p> <p>二国間金融協力については、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間の現地通貨利用促進に係る協力枠組の改善に向けニーズ調査を行う等、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：CMIMのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（政6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
10	2	11	13	13

(出所) 国際局地域協力課調 (令和6年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和5年9月18日	令和4年2月28日	令和5年12月1日
スワップ額	日→尼： 227.6億ドル相当	日→比： 120億ドル相当	日→星： 30億ドル相当	日→泰： 30億ドル相当	日→馬： 30億ドル相当	日→印： 750億ドル相当	日→韓： 100億ドル
	—	比→日： 5億ドル	星→日： 10億ドル	泰→日： 30億ドル	馬→日： 30億ドル	印→日： 750億ドル相当	韓→日： 100億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和6年3月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
3	3	3	3	2

施策	政6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-1-4-B-1 : マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等	
	目標	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。</p> <p>また、令和3年8月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>【外為法に基づく措置等】</p> <p>国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等 (以下「テロリスト等」といいます。) に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和5年度においては、29個人・団体を措置の対象に追加しました。2個人・団体の対象からの削除と併せて、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計544個人・団体となりました (参考指標1参照)。 このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF勧告を踏まえ、令和5年度も引き続き制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、FATF全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き

達成度

○

適切な対応を求めました。

- ・ また、令和5年10月7日、ハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃を受け、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ハマスの資金源を絶ち、テロ資金の流れの抜け穴を作らないとの観点から、ハマス関係者の個人・団体に対する資産凍結を累次にわたり実施しています。
- ・ これに加え、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結の措置を実施しました。この他、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）に関して、これを迂回・回避する取引に対する懸念等が見られたことから、G7議長国として積極的にその対策に係る議論に貢献しました。その結果、同志国間で合意された、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスの強化策をとりまとめ、令和6年2月20日から実施しています。

【FATF基準の履行等】

FATFの枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、FATF基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うFATFの関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、FATF非加盟国のFATF基準の履行確保を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和3年8月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、FATF第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したFATF勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和6年3月12日に作成しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF基準の着実な履行のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、104件の外国為替検査を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

	<p>金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計213の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。</p> <p>また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。</p> <p>上記に関する事項も含め、令和5年度は、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行に係る説明会を16件実施しました。</p> <p>上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	--

測定指標 (定量的な指標)	政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施							
	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	-	100.00	100.00	100.00	100.00	○
	実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	1	3	2	1	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	1	3	2	1	
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値(割合)を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示1件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>								

	政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況							
	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	249	238	238	226	223	○
実績値		238	226	223	220	213		

外国為替検査 の実施件数	目標値	110	110	90	110	104	○
	実績値	109	15	85	116	104	

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和3年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、こうしたリスク評価の結果やロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、検査計画を策定しています。また、検査を実施するにあたっては、外為検査等で特定した課題について検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和5年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和3年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和3年度から10機関減少したことに起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を104件としていましたが、実績値は104件となり、目標を達成したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	12	12	12	12	12	○
実績値	15	10	16	13	16	

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会やオンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G7を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。

- ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。
- ・ 世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）の実効性を高めるために、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスを強化しました。

また、外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びFATF基準の着実な履行等を図るため、外国為替検査においては、金融機関向けの検査指針であった「外国為替検査ガイドライン」を上記態勢整備義務の遵守に向けた考え方・解釈等を含める形で「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」として再整理し令和5年11月に公表したほか、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。

国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、

- ・ プライス・キャップ制度の実効性を高めるために、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスを強化したことや、
- ・ 2度の外為法改正に加え、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施など、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組んだこと等、

状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：FATF関連会合への出席回数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
出席回数	41	55	68	60	71

参考指標3：FATF勧告に係る演習・研修への参加状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加回数	2	2	2	3	2
参加人数	2	14	15	18	17

参考指標 4 : マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数	-	-	2	2	2

施策		政 6 - 1 - 5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標 (定性的な測定指標)	[主要] 政 6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組		
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対内直接投資審査制度に関して、令和2年5月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、実効性のある制度の整備・運用のため、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料（塩化カリウム等）、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、金属3Dプリンターに係る業種について、令和5年5月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。 <p>上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。</p>	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの		

対処等の観点から、半導体製造装置製造業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政6-1-5に係る参考情報

参考指標1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総5-1：参考指標4）】

参考指標2：対内直接投資にかかる説明会の回数

	令和5年度
開催回数	14回

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも、G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献します。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMI、DRFを推進しました。また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保に加え、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じた関係省庁間の連携強化を行いつつ、FATF第5次対日相互審査も見据え令和6年4月に策定された「行動計画（2024-2026年度）」に基づく、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施してまいります。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施してまいります。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施してまいります。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用してまいります。

また、令和5年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和3年度	4年度	5年度	6年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		778,652,050	846,931,792	918,329,543	/
		補正予算		—	—	—	
		繰越等		△14,962	△129,128	N. A.	
		合 計		778,637,088	846,802,664	N. A.	
執行額(千円)			176,519,960	113,155,150	N. A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注1) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 令和3年度「執行額」については、端数処理に誤りがあったことから、計数を修正している。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）
---	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMI、DRFを推進していきます。また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行っていきます。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく立ち上げた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融</p>
--------------------------------	--

	<p>対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿って政府全体の取組を推進しました。また、FATFの議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。</p> <p>また、令和4年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和6年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------